

果樹共済損害認定準則

	昭和48年11月17日農林省告示第2173号		
一部改正	昭和52年 1月31日	同	第 47号
〃	昭和53年 5月23日	同	第 606号
〃	昭和53年 7月 5日	同	第 793号
〃	昭和56年11月16日農林水産省告示第1777号		
〃	昭和61年 1月23日	同	第 140号
〃	平成 5年12月20日	同	第1555号
〃	平成12年 3月31日	同	第 474号
〃	平成12年12月 6日	同	第1510号
〃	平成15年 6月30日	同	第 961号
〃	平成15年12月 9日	同	第1987号
〃	平成23年 3月30日	同	第 697号
〃	平成23年 8月31日	同	第1673号

第1 組合等が行う損害の認定

- 1 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）は、第3項に規定する収穫共済以外の収穫共済及び樹体共済については、法第98条第2項の規定による通知（法第120条の3の2第3項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第1項本文の申出に係るもの（以下「事故除外方式による収穫共済」という。）にあつては、法第98条第1項の規定による通知）を受けたときは、その通知に係る樹園地の全てにつき、収穫共済にあつては収穫前に（事故除外方式による収穫共済にあつては、当該共済事故の発生の都度及び収穫前に）、樹体共済にあつては樹体共済の共済責任期間の終了前に、当該樹園地につき生じた共済事故による損害を検見又は実測の方法により調査をしなければならない。
- 2 組合等は、法第120条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済について前項の通知に係る樹園地の数が著しく多いこと等の理由により同項の規定による調査を適期に行うことが困難であると見込まれる場合であつて、当該通知をした組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）に共済事故による損害が生じた樹園地の全てにつき見込収穫量を当該樹園地ごとに申告させ、当該樹園地の一部につき検見又は実測の方法による調査を行うことにより当該申告に係る損害の額を適正に把握できると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その申告の徴求及び調査をもつて同項の規定による調査に代えることができる。この場合において、特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得るものとする。
- 3 組合等は、法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済及び特定収穫共済（法第84条第1項第4号の特定収穫共済をいう。以下同じ。）については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等につき生じた共済事故による損害を農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた果実の数量（果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済にあつては数量及び品質、特定収穫共済にあつては数量及び価格）に関する資料（以下「出荷資料」という。）の確認の方法により調査をしなければならない。

- 4 組合等は、前項の規定による調査において必要があると認めるときは、当該組合員等に係る樹園地の全てを見回って共済事故発生の確認をするものとする。
- 5 組合等は、第1項又は第2項の規定による調査を行うため、当該組合等の区域（法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して、当該調査を行う単位となる地区（以下「損害評価地区」という。）を定めなければならない。ただし、共済事故による損害が僅少である場合であつて、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 組合等は、第1項から第3項までの規定による調査（以下「^し悉皆調査」という。）を行わせるため、損害評価員を置くものとする。ただし、組合等が同項の規定による調査を行う場合において、出荷資料につき、農業協同組合等から提供を受けて調査を行うときは、この限りでない。
- 7 組合等は、損害評価地区を定めたときは、それぞれの損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する損害評価員を指定しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により損害評価員を置かない場合は、この限りでない。
- 8 第6項の場合において、組合等は、第3項の規定による調査を行うときは、損害評価会の委員又は組合等の職員に当該調査を行わせるものとする。
- 9 組合等は、損害評価地区を定めて第1項又は第2項の規定による調査を行つたときは、当該調査終了の後、遅滞なく、損害評価地区ごとに当該調査を行つた樹園地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「^し抜取調査」という。）を検見又は実測の方法により行わなければならない。ただし、特定組合以外の組合等が第1項の規定による調査（収穫共済にあつては収穫前（事故除外方式による収穫共済にあつては、当該共済事故の発生の都度及び収穫前）、樹体共済にあつては樹体共済の共済責任期間の終了前における実測の方法により行うものに限る。）を行つた場合は、この限りでない。
- 10 抜取調査は、損害評価会の委員及び組合等の職員（組合等が必要があると認める場合にあつては、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合においての当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。
- 11 組合等は、損害評価地区を定めなかつたときは、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員に第1項又は第2項の規定による調査を行わせるものとする。
- 12 組合等は、^し悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、法第120条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済及び同項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあつては共済金の支払の対象となるべき組合員等及び当該組合員等に係る減収量、特定収穫共済にあつては共済金の支払の対象となるべき組合員等並びに当該組合員等に係る減収量及び生産金額の減少額、法第150条の5の13第1項に規定する金額を共済金額とする収穫共済にあつては共済金の支払の対象となるべき樹園地及び当該樹園地に係る減収量、樹体共済にあつては共済金の支払の対象となるべき組合員等及び当該組合員等に係る損害の額を認定し、当該認定に係る減収量若しくは果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額並びにその減収量若しくは果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額に係る被害面積又はその損害の額に係る被害面積及び樹齢別被害本数を、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（法第122条第3項の収穫共済区分をいう。以下同じ。）ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとに取りまとめて、特定組合以外の組合等にあつては連合会に通知し、特定組合にあつては農林水産大臣に報告し

なければならない。

- 13 特定組合以外の組合等は、連合会から第2第10項から第13項までの規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量若しくは金額又は損害の額が組合等が前項の規定により連合会に通知した減収量若しくは生産金額の減少額又は損害の額と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を請求する場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、連合会の通知に係る数量若しくは金額又は損害の額により組合等が同項の規定により認定した共済金の支払の対象となるべき組合員等又は樹園地及び当該組合員等又は樹園地に係る減収量若しくは生産金額の減少額又は損害の額を修正して認定を行うものとする。
- 14 特定組合は、収穫共済にあつては、農林水産大臣がその収穫共済の共済目的の種類及びその収穫共済区分に係る共済金の支払見込額がその収穫共済の共済目的の種類及びその収穫共済区分に係る収穫通常責任共済金額（法第123条第1項第2号の2イの収穫通常責任共済金額をいう。以下同じ。）を超えると認める収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分については、第12項の規定により認定した当該収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分に係る減収量又は生産金額の減少額が農林水産大臣の認定する数量又は生産金額の減少額と異なるときは、農林漁業保険審査会に審査の請求をする場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、農林水産大臣が認定する数量又は生産金額の減少額と一致するよう同項の規定により認定した共済金の支払の対象となるべき組合員又は樹園地及び当該組合員又は樹園地に係る減収量又は生産金額の減少額を修正して認定を行うものとする。
- 15 特定組合は、樹体共済にあつては、農林水産大臣がその樹体共済の共済目的の種類に係る共済金の支払見込額がその樹体共済の共済目的の種類に係る樹体通常責任共済金額（法第123条第1項第2号の3イの樹体通常責任共済金額をいう。以下同じ。）を超えると認める樹体共済の共済目的の種類については、第12項の規定により認定した当該樹体共済の共済目的の種類に係る損害の額が農林水産大臣の認定する損害の額と異なるときは、農林漁業保険審査会に審査の請求をする場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、農林水産大臣が認定する損害の額と一致するよう同項の規定により認定した共済金の支払の対象となるべき組合員及び当該組合員に係る損害の額を修正して認定を行うものとする。
- 16 特定組合は、前2項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第2 連合会が行う損害の認定

- 1 連合会は、法第132条第1項において準用する法第98条第2項の規定による通知（事故除外方式による収穫共済にあつては、法第132条第1項において準用する法第98条第1項の規定による通知）を受けたときは、その通知に係る組合等の区域内の損害を認定するため、^{しつ}悉皆調査を行つた組合員等又は樹園地の一部につき、当該^{しつ}悉皆調査の結果を検定するための調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法若しくは実測及び検見の方法又は出荷資料の確認の方法により行わなければならない。
- 2 連合会は、組合等が第1第5項ただし書の規定により損害評価地区を定めないで第1第1項の規定による調査（収穫共済にあつては収穫前（事故除外方式による収穫共済にあつては、当該共済事故の発生の都度及び収穫前）、樹体共済にあつては樹体共済の共済責任期間の終了前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、当該組合等の組合員等に係る樹園地で同項の通知に係るものの数が少ない場合であつて、連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えることができる。
- 3 連合会は、組合等が第1第3項の規定による調査（農業協同組合等から出荷資料の提供を受けて行うものを除く。）を行う場合において、当該組合等の組合員等で同項の通知をしたものの数が少ない場合であつて、連合会が当該調査に参加するときは、第1項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えること

ができる。

- 4 連合会は、第1第6項ただし書に規定する第1第3項の規定による調査を行つたとき、又は組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第1項の規定にかかわらず、連合会抜取調査を省略することができる。
- 5 連合会は、損害認定を的確に行うため、特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査とともに、共済事故が発生した樹園地を見回つて当該共済事故による損害の組合等ごとの概要を把握するための調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。
- 6 連合会抜取調査及び見回り調査は、連合会が担当する区域を定めた損害評価員及び連合会の職員（連合会が出荷資料の確認の方法により連合会抜取調査（農業協同組合等から出荷資料の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価会の委員又は連合会の職員）により行うものとする。
- 7 連合会は、必要があると認めるときは、損害評価会の委員（連合会が出荷資料の確認の方法により連合会抜取調査（農業協同組合等から出荷資料の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価員）にも連合会抜取調査又は見回り調査を行わせることができる。
- 8 連合会は、第2項又は第3項に規定する調査に参加するときは、損害評価員又は連合会の職員に当該調査を行わせるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも行わせることができる。
- 9 連合会は、連合会抜取調査、第2項又は第3項に規定する調査及び見回り調査が終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごとの減収量若しくは生産金額の減少額又は損害の額を認定し、当該認定に係る組合等ごとの減収量若しくは果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及び共済金の支払見込額を、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとにとりまとめて、農林水産大臣に報告しなければならない。
- 10 連合会は、収穫共済にあつては、農林水産大臣がその組合等のその収穫共済の共済目的の種類及びその収穫共済区分に係る共済金の支払見込額がその組合等のその収穫共済の共済目的の種類及びその収穫共済区分に係る収穫通常責任共済金額を超えると認める組合等の収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分については、前項の規定により認定した当該収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合等ごとの減収量又は生産金額の減少額が農林水産大臣の認定する数量又は生産金額の減少額と一致するときは同項の規定による認定の結果を、同項の規定により認定した当該組合等の当該収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分に係る減収量又は生産金額の減少額が農林水産大臣の認定する数量又は生産金額の減少額と異なるときは、農林漁業保険審査会に審査の請求をする場合を除き、その数量又は生産金額の減少額と一致するよう同項の規定による認定の結果を修正して、当該組合等に通知しなければならない。
- 11 連合会は、前項に規定する組合等の収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分以外の組合等の収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分（第14項において「通常災害見込収穫共済区分等」という。）については、農林水産大臣の承認を得て、第9項の規定により認定した当該組合等の当該収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分に係る減収量又は生産金額の減少額を当該組合等に通知しなければならない。ただし、当該組合等が支払うべき共済金の額が当該組合等の当該収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分に係る収穫通常責任共済金額を超えることとなつたときは、同項の規定により認定した当該組合等の当該収穫共済の共済目的の種類及び収穫共済区分に係る減収量又は生産金額の減少額につき農林水産大臣の認定を受けなければならない。
- 12 連合会は、樹体共済にあつては、農林水産大臣がその組合等のその樹体共済の共済目的の種類に係る共済金の支払見込額がその組合等のその樹体共済の共済目的の種類に係る樹体通常責任共済金額を超えると認める組合等の樹体共済の共済目的の種類については、第9項の規定により認定した当該樹体共済の共済目的の種類ご

と及び組合等ごとの損害の額が農林水産大臣の認定する損害の額と一致するときは同項の規定による認定の結果を、同項の規定により認定した当該組合等の当該樹体共済の共済目的の種類に係る損害の額が農林水産大臣の認定する損害の額と異なるときは、農林漁業保険審査会に審査の請求をする場合を除き、その損害の額と一致するよう同項の規定による認定の結果を修正して、当該組合等に通知しなければならない。

13 連合会は、前項に規定する組合等の樹体共済の共済目的の種類以外の組合等の樹体共済の共済目的の種類（次項において「通常災害見込樹体種類」という。）については、農林水産大臣の承認を得て、第9項の規定により認定した当該組合等の当該樹体共済の共済目的の種類に係る損害の額を当該組合等に通知しなければならない。ただし、当該組合等が支払うべき共済金の額が当該組合等の当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体通常責任共済金額を超えることとなつたときは、同項の規定により認定した当該組合等の当該樹体共済の共済目的の種類に係る損害の額につき農林水産大臣の認定を受けなければならない。

14 連合会は、当該連合会の組合員たる組合等の全てが通常災害見込収獲共済区分等又は通常災害見込樹体種類であるときは、第11項本文又は前項本文の規定にかかわらず、第11項本文又は前項本文の規定による通知につき、農林水産大臣の承認を要しないものとする。

15 連合会は、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項又は第13項ただし書の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第3 その他

1 組合等及び連合会は、その区域を管轄する地域センター等（地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生の年月日、災害の場所、災害の程度その他災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

2 組合等及び連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地域センター等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。